

はじめよう つながる・輝く

—協働のまちづくり手引書— まちづくり



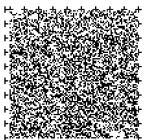
協働に取り組むためのガイドブック



久留米市イメージキャラクター

くるっば

久留米市



はじめに — 協働のまちづくりと本手引書について —

久留米市では、市民のみなさんと市による協働のまちづくりを、市政運営の重点的取り組みとして推進しています。

協働という言葉の意味は、「同じ目的のために、協力して働くこと」とされていますが、本手引書では、協働のまちづくりを、市民・地域コミュニティ組織(自治会、各種住民団体、校区コミュニティ組織など)・市民公益活動団体(ボランティア団体・NPOなど)・事業者・市などが、互いの立場や特性を理解し、尊重しながら、それぞれの役割と責任において、単独または連携・協力して、まちづくりに取り組むこととしています。

時代の変化や地域にあったまちづくり

少子・高齢化とともに、個人の生活習慣や地域への意識が変わったことをきっかけに、さまざまな地域課題が生じています。そのため、時代の変化と地域の実情にあった質の高いまちづくりが求められています。

市民のみなさんの多様なニーズに応えるためには、市によるサービスに加え、地域をよく知る地域コミュニティ組織のみなさんや市民公益活動団体のみなさんとともに、地域の課題解決に取り組んでいくことが効果的です。

コミュニティの活性化

市内には、46の校区コミュニティ組織、約670の自治会、400を超えるボランティア団体やNPOなどの市民公益活動団体があり、多くの市民のみなさんが公益的な活動を行っています。

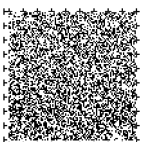
それぞれの組織が、自らの持つ知恵と力を生かしながら、進んでまちづくりに取り組むことで、きめの細かいサービス提供と地域の活性化につながります。

久留米市の今後のまちづくりを考える上では、市の取り組みに加え、市民のみなさんによるさまざまな公益的な活動がより重要になっています。久留米市では、みなさんの活動がさらに活性化していくことをめざし、「久留米市市民活動を進める条例」を平成24年4月に施行しました。

さまざまな地域課題の解決には、みなさんの独自の活動に加え、久留米市との協働による取り組みが求められています。

本手引書は、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体のみなさんが、久留米市と一緒に協働のまちづくりを行っていくにあたり、取り組むときの進め方や大切にしたいこと、市民のみなさんが活動するときに便利な情報などをまとめたものです。

作成にあたっては、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などの市民のみなさんにご助言をいただきました。本手引書が協働のまちづくりに取り組むみなさんのお役に立つことができれば幸いです。



もくじ

協働のまちづくり活動	■協働のまちづくりってどんな活動？	2
組織・団体の意味	■地域コミュニティ組織って？	4
	■市民公益活動団体って？	5
協働を始めるステップ	■協働のまちづくりの進め方は？	6
	■始める前に何をチェックする？	8
協働のチェック項目	■次の活動に生かすために何をチェックする？	9
	■協働のまちづくりのポイントは？	10
補助制度	■補助制度を紹介します	11
	■市民活動サポートセンターに行ってみよう	12
市民活動	■ボランティア活動に参加してみよう	13
	■安心して活動するための補償があります	14
保険	■会議などで使える施設を紹介します	16
	■校区コミュニティ組織を紹介します	18
施設	■久留米市市民活動を進める条例	20
校区コミュニティ組織一覧		
条例		



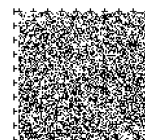
表紙の写真について

- ①筑後川と菜の花
- ②次代を担う子どもの笑顔
- ③高齢者への傾聴活動を行うボランティア
- ④学生・地域・ボランティア団体による交流会
- ⑤災害ボランティアによる被災地支援活動
- ⑥耳納連山と久大本線を走る列車

よろしくね！



久留米市イメージキャラクター **くまっば** です



協働のまちづくりってどんな活動？

地域コミュニティ組織や市民公益活動団体(ボランティア団体・NPO)が、市の補助制度や支援制度を利用して、市と一緒にまちづくりに取り組んでいます。

地域みんなで子育て



各校区のすくすく子育て委員会が、校区コミュニティセンターなどで、地域の親子が楽しく交流できる場をつくっています。

(関係課:子ども政策課)

花とみどりできれいなまちづくり



地域みなさんが、歩道などに季節の花を植えたり、水やりなどの世話をし、きれいな地域づくりに取り組んでいます。

(関係課:公園緑化推進課)

地域みんなで子ども見守り



青パトによる防犯パトロールや、子どもの見守り活動などを地域みなさんが行っています。

(関係課:安全安心推進課・青少年育成課)

みんなで守る地域の防火・防災



絆



災害に備えて行う防火・防災活動の中で、救命講習などを行っています。地域みなさんと自治会が取り組んでいます。

(関係課:防災対策課)

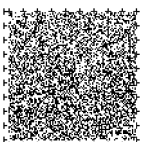


絆

絆マークは、市民みなさんが「市民活動・絆づくり推進事業費補助金」を活用して取り組まれた活動の事例です。この他にも多くの取り組みにこの補助金を活用いただいています。

**市民活動・絆づくり
推進事業費補助金**

11 ページ



セーフコミュニティマークは、けがや事故等の「予防」に重点を置き、さまざまな団体や市民みなさんと連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めている活動の事例です。



交通事故を防ぐまちづくり



地域の安全安心を高めるために、自治会のみなさんでカーブミラーを拭いてきれいにするなどの交通安全活動に取り組んでいます。

(関係課:安全安心推進課)

障害のある方々との交流の場づくり



自治会と障害のあるみなさんが、年齢や障害に関わらず誰もが楽しめるニュースポーツを通して交流しています。

(関係課:体育スポーツ課・障害者福祉課)

地域で支える子ども食堂



食事の提供を通じて、子どもと地域がつながる場の提供を行い、子どもの食生活の向上と地域で子どもたちを見守る環境づくりに取り組んでいます。

(関係課:子ども政策課)

支え合いのまちづくり



高齢者になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるように、地域のみなさんが支え合い活動について話し合う「支え合い推進会議」に取り組んでいます。

(関係課:地域福祉課)

協働のまちづくりの活動領域

地域コミュニティ組織、市民公益活動団体(ボランティア団体・NPO)などの市民のみなさんが行う活動を左側の「市民のみなさんによる活動」とすると、その反対の右側に「行政による活動」があります。その中間の部分は、市民のみなさんと市が連携・協力しながら活動する領域となります。

市民のみなさんと市との協働のまちづくりの活動領域

市民のみなさんによる活動

市民のみなさんに近い活動

行政に近い活動

行政による活動

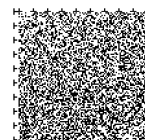
自主活動

広報支援・補助

共催・実行委員会

委託・事業参画

行政事業



地域コミュニティ組織って？

自治会、各種住民団体、校区コミュニティ組織など地域の住民のみなさんが構成する団体のことです。地域住民のみなさんが心豊かな生活を送れるよう、地域の身近な課題の解決に向けた活動を組織的・継続的に行っています。

■ 自治会

自治会とは、同じ地域で暮らすみなさんによる住民自治組織で、地縁に基づく団体です。自治会や町内会、区などと呼ばれており、地域でのふれあいの輪を広げ、住みよいまちづくりをめざして活動を行っています。

自治会には、10 世帯から 20 世帯程度の集まりである自治区組織(隣組、班、組など)があり、自治会はこの組織がいくつか集まってできています。

防犯灯の維持管理、地域の美化活動(ゴミ集積所の維持管理、一斉清掃など)、子ども会活動(ラジオ体操・餅つき大会など)、住民間の親睦活動などを行っています。

自治会は校区コミュニティ組織の基盤となる組織です。

■ 各種住民団体

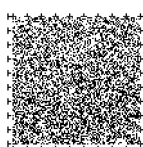
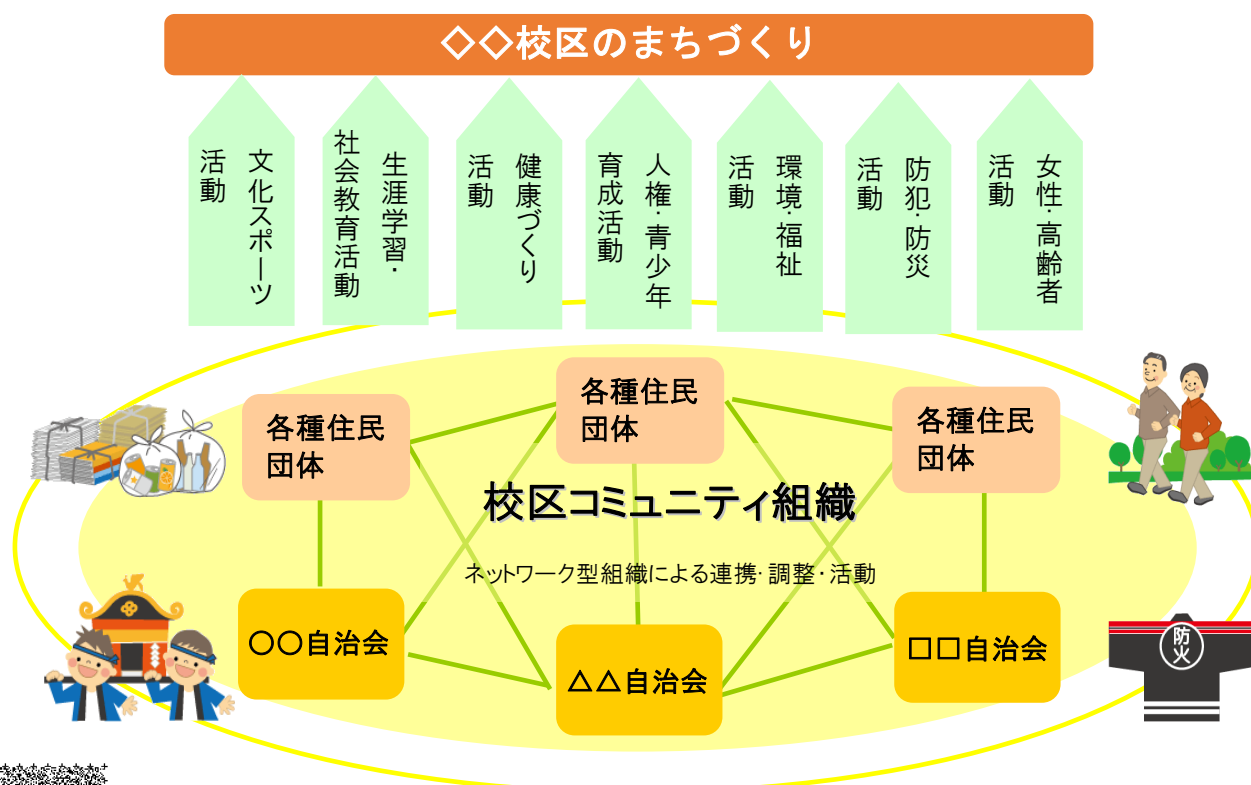
環境衛生連合会、老人クラブ連合会、人権啓発推進協議会、防犯協会、暴力追放推進協議会、自主防災会など、地域のさまざまな課題の解決に向けたまちづくり活動を行う団体のことです。

■ 校区コミュニティ組織

校区コミュニティ組織一覧

18 ページ

小学校区を単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災などさまざまな分野で、自らの地域を自らが住みよくなるための活動を行う総合的なネットワーク型組織のものです。〇〇校区まちづくり振興会や、△△校区まちづくり協議会などと呼ばれています。





市民公益活動団体って？

市民のみなさんが主体となって運営し、多くの市民のみなさんの生活に役立つ活動を、継続的に行う団体です。基本的には非営利で、政治的・宗教的に中立な活動を行う団体です。

活動内容は、子育てや高齢者の支援などといった身近なものから、国際貢献など幅広くさまざまです。

市民公益活動団体は、ボランティアのみなさんが同じ目的をもって集まっている任意の団体であり、中には法人格を持った「NPO法人」もあります。活動の内容や範囲、団体の規模に関わらず、活動するみなさんは「課題に対して、自分にできることに取り組もう」という目的をもって活動しています。

■ ボランティア団体・NPO (Non-profit organization の略)

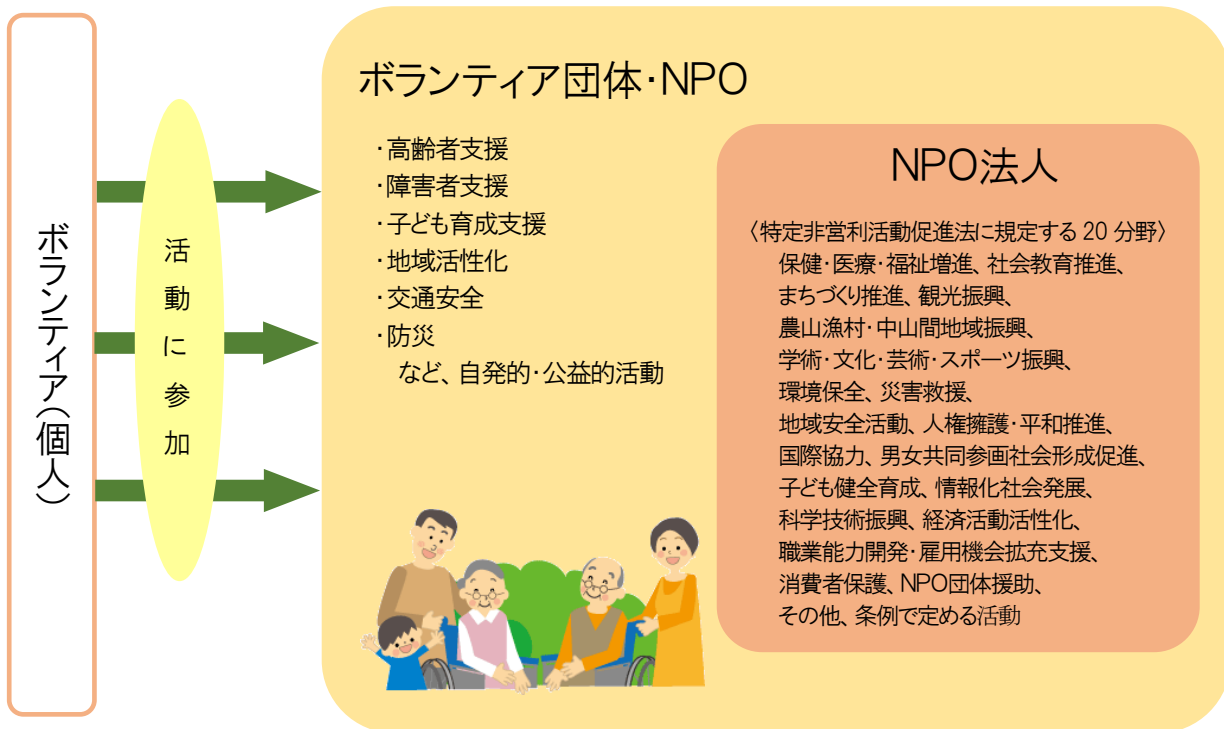
ボランティア活動のために任意で集まって、防犯・防災活動や高齢者・障害者支援などに取り組んでいる団体です。規模や形態もいろいろな団体があり、活動内容もさまざまです。

■ NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき、都道府県や政令指定都市から、法人として認証を得た民間非営利組織です。その活動には、まちづくり・保健・文化活動など20分野があります。

令和元年9月末現在で、全国に約51,500法人があり、福岡県内には約1,800法人、久留米市には約120法人があります。法人格を持つことで、事務所の賃借や不動産を所有するときに、法人として契約できるようになります。

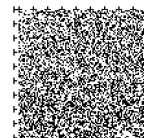
久留米市内に事務所をもつNPO法人の所轄庁は、福岡県となります。



久留米市内のボランティア団体
NPO の情報は [こちら](#) →

久留米市 ボランティア情報

検索



協働のまちづくりの進め方は？

第1ステージ (協働の入口)

1 課題への気づき

これまでの活動や暮らしの中で、気になることや気がかりなことがないか、ふり返ってみます。

例えば・・・地域の高齢者の方や子どもたちの様子、危ない箇所、災害が起こったときのことなど。

2 みんなで情報を共有する

課題が見つければ、その情報を集め、整理して、組織のみなさんと共有します。

地域のみなさんと話し合ったり、現地を見に行き確認することも効果的です。

3 協働で取り組むことを考える

組織だけで課題の解決に取り組むのか、市(または他団体、企業など)とともに取り組むのかを考えます。

始める前のチェック項目を参考にとすると便利です

8ページ

4 市に相談する

市とともに課題解決に取り組みたいと考えたら、市の担当課を探します。担当課が分かったら、打合せの日程を調整して協働で取り組むことができるのか話をします。



十分な合意が得られるまで時間がかかったり、協働で取り組めない場合もあります。

組織のみなさんと市が同じ課題や同じ目的を認識することが大切だね。

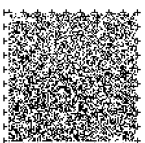


第2ステージ

5 課題や目的を共有する

課題を確認し、解決するための方法を共有します。市と協働で行った方が効果的だとお互いが認識できたら、協働事業に取りかかります。

協働のパートナー同士のメリットにつながったり、課題解決に相乗効果が高まるように工夫するといいね。



6 協働するための 取り組み方を決める

組織のみなさんと市とで課題や目的を共有できたら、協働事業の取り組み方を一緒に検討します。



市では、予算化や計画を策定しないと取り組み
ないことがあります。

7 事業を計画する

組織と市、それぞれの役割分担を考えて事業を計画します。具体的な計画が必要ですが、無理のないものにします。

始める前のチェック項目を
参考にとすると便利です

8ページ

8 事業の実施

事業計画にそって、それぞれの役割分担に基づいて取り組みます。定期的に会合を開くなど進み具合の確認や情報交換の場をつくり、いろんな手段でコミュニケーションを取り合います。

進め方に疑問が出てきたら・・・



第2ステージへもどる



再確認します

- ・課題や目的の共有はできていますか？
- ・役割分担は適切ですか？
- ・このままの進め方でいいですか？

9 振り返り

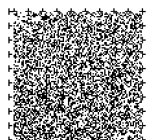
組織と市がお互いに事業を振り返ります。効果の検証や反省点を共有します。協働して取り組むことでどれくらい効果が得られたか確認します。

終わった後のチェック項目を
参考にとすると便利です

9ページ



協働のまちづくりの取り組み状況や成果については、報告書などにまとめておき、組織の広報紙やホームページなどにより、広く公表すると、活動のPRや活動に賛同する人が増えるなど、組織や活動の充実につながります。



始める前に何をチェックする？

市と協働のまちづくりに取り組む前に、一緒に次のような項目を確認すると、活動がスムーズに進み、効果が高まります。

「□□校区 安全安心を進める活動」を例として確認してみます。

1 活動の内容、課題や目的、効果を確認しましょう。

何が課題か

- ①〇〇通りの交通量が増えた。
- ②□□校区内の危険箇所がわからない。

何を目標とするか

- ①子どもたちを安全に学校や習い事へ通わせたい。
- ②□□校区内で危険箇所をみんなに知らせて、事故などを防ぎたい。

どのような活動をするか

- ①小中学生の登下校時に、地域の大人が交差点などで見守りを行う。
- ②地域住民で校区内を歩いて、危険箇所マップをつくる。

いつからいつまでか

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇〇日

どのような効果が期待できるか

子どもも大人も、安全に安心して暮らすことができる。

2 協働の取り組み方を確認しましょう。

誰が取り組むか

□□校区内の自治会のメンバーと市役所の△△課。

誰が何をするか
(役割分担)

□□校区内の自治会メンバー
・交差点などで見守り。
・地域だより(校区・自治会など)で活動のお知らせとメンバー募集を行う。
市役所△△課
・危険箇所のデータ提供や活動支援など。

お互いの取り組みを
どのように確認するか

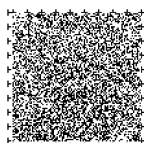
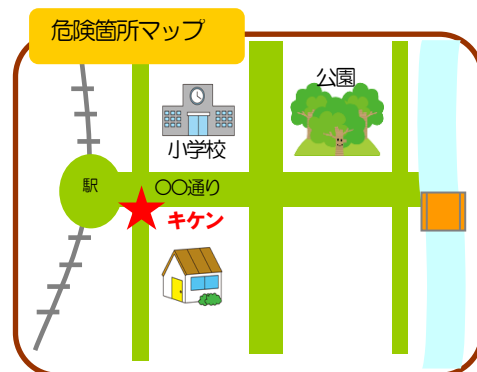
年に△回、自治会のメンバーと市とで定例会を開催。

どのように広報するか

地域だより(校区・自治会など)の□月号と△月号で紹介する。
市役所△△課のホームページなどで取り組み情報の紹介を希望。

どれくらい費用がかかるか

全体で〇〇円程度必要。自分たちで負担できるのは〇〇円程度。
不足する分は、市の補助金がないか、ほかに民間の財団の助成金制度などがないか調べてみる。



次の活動に生かすために何をチェックする？

市と協働のまちづくりに取り組んだ後や、取り組む途中で一緒に次のような項目をふり返ってみます。その内容を次の取り組みに生かしましょう。

「□□校区 安全安心を進める活動」を例としてふり返ってみます。

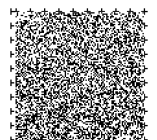
1 活動の内容、効果をふり返りましょう。

どのような活動をしたか (活動の内容)	①小中学生の登下校時に、自治会のメンバーが交差点などで見守りをした。 (延べ〇〇人参加) ②〇〇年〇月に地域住民〇〇人が、□□校区を歩き、危険箇所を確認した。 話し合いを△回(延べ〇〇人参加)実施し、手描きイラストつきの危険箇所マップを作成した。
どのように広報したか	見守り・マップづくりともに、校区だよりに△回掲載した。 また、市のホームページに掲載してもらった。 ◇◇新聞から取材された。
どのように活用したか	完成したマップは小中学生がいる世帯へ配布した。 危険箇所を中心に見守りやパトロールを行うことにした。
いつからいつまでか	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇〇日
どのような効果があったのか	①子どもたちが交通ルールを守るようになった。 ②交差点などで車がスピードを落とすようになった。 ③危険箇所マップづくりを通じて、安全への意識が高まった。



2 協働の取り組み方をふり返りましょう。

目的を意識していたか	自治会のメンバー、市役所△△課ともに目的を意識して取り組んだ。
役割分担は適切だったか	おおむね適切であった。地域に詳しい人が見守り場所を探したり、計画的に校区だよりに活動のお知らせを行うことができた。 市は危険箇所データの提供、マップづくりを支援した。
お互いの取り組みをどのように確認したか	年に△回(〇月、〇月…)、自治会メンバーと市との定例会でチェックした。
どれくらい費用がかかったか	全体で〇〇円かかった。自己資金は〇〇円。残りは寄付金等で集めた。
これからどうするか	今後も、市とともに見守り活動と危険箇所マップづくりを行っていきたい。 また、□□校区内のいろいろな団体にも呼びかけて、地域の参加者を増やしたい。



協働のまちづくりのポイントとは？

協働のまちづくりに取り組む地域コミュニティ組織や市民公益活動団体と市が、課題にスムーズに取り組み、成果を出すための大切なポイントを紹介します。

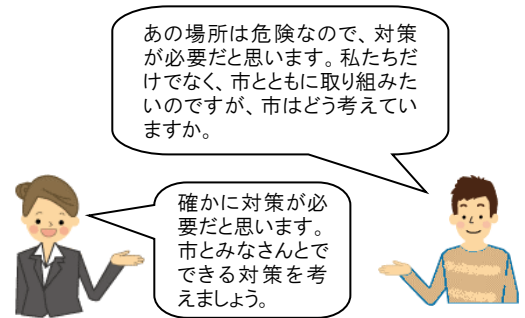
相手を尊重し、自立した活動

地域コミュニティ組織や市民公益活動団体のみなさんと市とでは、それぞれ事業への取り組み方や物事を決める手順・ルールに違いがあります。そのことを理解し、自立した活動を続けながら、それぞれの手順やルールを尊重して活動します。



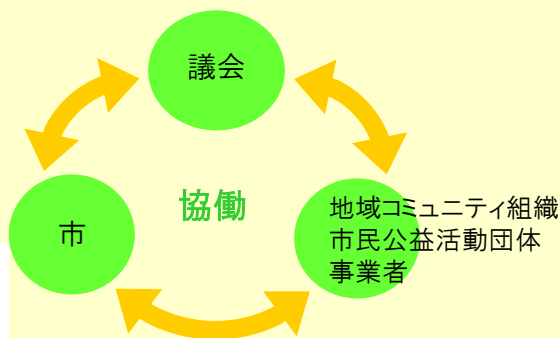
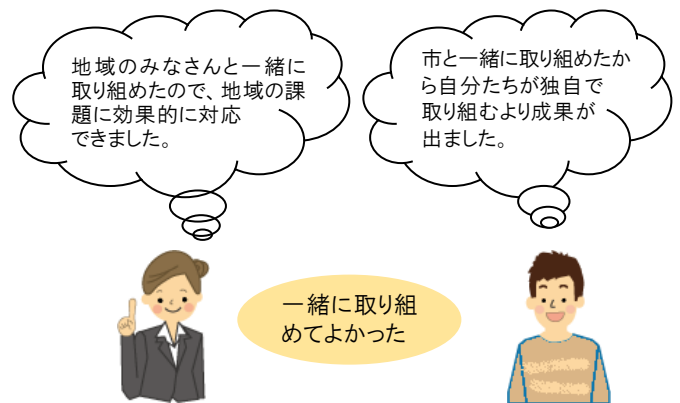
協働のまちづくりの目的と解決する課題の共有

協働のまちづくりに取り組む目的は何か、解決したい課題は何かを確認し、市民のみなさんと市とで共有します。

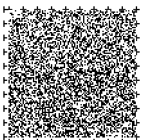


得意な分野を生かした取り組みと支えあい

協働のまちづくりに取り組むときは、市民のみなさんと市とのそれぞれの特性が生かせるようにします。それぞれが、得意な分野を生かしながら取り組むことで、独自で取り組むよりも大きな効果が期待できます。



⚠️ 市が、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業者のみなさんなどと協働で取り組む場合、市としての計画策定を必要としたり、予算化が必要な場合があります。



市民活動を応援する補助制度を紹介します

久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金

※平成30年7月よりキラリ輝く市民活動活性化補助金の名称が変わりました。

市民のみなさんが自主的・自発的に取り組む公益的な活動のうち、市の施策とも合致する活動を応援する補助制度です。



【対象事業】

- ・地域のできる思いやり活動……………障害児・者や多胎児などの子育て支援、高齢者の生活支援など
- ・地域のできる安全安心活動……………地域での防犯、交通安全、防災、減災事業など
- ・地域のできる持続的な賑わいづくり活動…地域資源を活用した市外からの来訪促進事業など
- ・校区コミュニティ組織の機能強化や地域活動への参加促進に資する活動(校区コミュニティ組織のみ)
……校区のまちづくり計画の策定、女性や若い世代等の計画を促す担い手の育成、自治会加入促進の取組、校区活動の魅力や地域の特色などの情報の発信



文化芸術振興活動、スポーツ活動、署名活動、募金活動、式典・表彰・個人などの顕彰・祝賀事業、生きがいづくりや趣味、会員相互の親睦のための教室、調査・研究事業などは対象になりません。

【対象団体】

地域コミュニティ組織(自治会、各種住民組織、校区コミュニティ組織など)
市民公益活動団体(ボランティア団体・NPO)*法人格の有無を問いません



【補助対象経費】

- ①外部の講師や出演者、専門的スキルを持つ方への謝金・旅費(上限あり)
- ②消耗品費、機材・車両等の燃料・光熱水費
- ③チラシ、ポスター、チケット、冊子などの印刷費(上限あり、見積りが必要な場合あり)
- ④郵便などの通信費、振り込み手数料、クリーニング代、保険料
- ⑤団体の技術・知識などでは対応できない専門的な技術・知識への委託料(要見積り)
*全体の事業費中に占める委託費の割合が高い場合は、補助対象経費にならないこともあります。
- ⑥会場使用料、車両・機材などの借上料
- ⑦原材料費
- ⑧機材・備品の購入費(上限あり、要見積り)
*耐用年数3年以上かつ単価3万円以上のものを備品として取り扱います。
*パソコンなどのOA機器は、単価が3万円以下であっても備品として取り扱います。

【補助率】

補助対象経費として認められた額の100%を補助します。ただし、①③⑧には上限があります。
(パソコンなどのOA機器は、補助対象経費の50%を補助します。)

【補助対象にならない経費の例】

- 団体の組織を維持するために必要な経常的な運営費、個人に帰属するような経費は対象になりません。また、次のような経費は対象になりません。
- ・人件費(団体内メンバーの謝礼、交通費など含む)
 - ・食料費(飲食代、食材費含む)
 - ・保管料(荷物預け等)
 - ・広告料(テレビ、新聞、ラジオ等による広告等)
 - ・事務所等の団体の運営経費
(光熱水費、電話代、インターネット接続料、その他運営経費と明確に区分できない経費も含む)
 - ・土地・家屋等の賃借料、財産の取得費(造成、修繕、補償等に関する経費も含む)
 - ・単価が著しく高額なもの
 - ・娯楽性が非常に高いもの



提案書の作成段階で、必ず協働推進課にご相談ください。

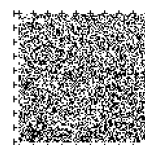
応募方法や事業の提案に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

久留米市 絆づくり補助金

検索

お問い合わせ

協働推進課 TEL 30-9064 FAX 30-9706
E-mail kyodo@city.kurume.fukuoka.jp



みくる

久留米市市民活動サポートセンターに行ってみよう

みんくるとは、市民活動サポートセンターの愛称で「市民(しみん)みんなが来る久留米(くるめ)の施設」という意味です。

市民活動に関わるみなさんを応援する施設です



みんくるとの正面（左ガラスドアが入口）

市民活動サポートセンター・みんくるとは、市民公益活動団体(ボランティア団体・NPO)のみなさんや、地域でボランティア活動をしているみなさん、ボランティア活動を始めたい方などが利用できる施設です。

団体同士の交流会やネットワークづくり、情報収集・発信、団体向けの民間財団などの助成金情報の提供、イベントや会議の開催、チラシづくりのための印刷機器等の使用、市民活動に関する相談などができます。お気軽にご利用ください。

みんくるとで実施している事業



市民シンポジウムの様子

ボランティア・NPOの講座

ボランティア活動、NPO法人の申請手続き、NPO法人の運営、などをテーマにした講座を定期的開催しています。

ボランティア・NPOについての相談

市民活動やボランティア・NPO、団体運営、パソコンを使った書類作成の方法などの相談ができます。

市民のみなさんの交流会

ボランティアやNPO、地域活動に興味のある方、活動している方などの交流会を開催しています。

久留米市 みんくると

検索

貸室等のご案内



会議室1・2

定員各約30人
使用料1時間につき
各470円



セミナー室1・2

定員各約20人
使用料1時間につき
各310円



交流スペース

イベントスペースとして貸切の場合
使用料1時間につき
310円～620円



ポスタープリンター

モノクロ 1枚500円～
700円
カラー 1枚700円～
1200円



コピー

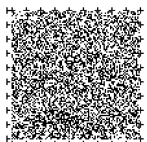
モノクロ 1枚10円
カラー
A4まで1枚50円
B4以上1枚100円



紙折り機

無料
製本機
無料

* 貸室は使用日の3か月前から予約できます。



ボランティア活動に参加してみよう

久留米市 市政パートナー事業

市政パートナーとは、まちづくりを支える様々な活動を共に担う市民のみなさんです。
みなさんのやる気・知識・経験を活かして、気軽に参加できるボランティア活動をご紹介します。

【対象活動】

「環境交流プラザサポーター」や「イベントサポートスタッフ」、
「バードボランティア(久留米市鳥類センター友の会)」、
「ブックスタートボランティア」、など約 80 の活動に市民の
みなさんと市などで取り組んでいます。



環境交流プラザサポーターによる見学案内

【申込み手順】

- 1 ボランティア一覧から活動を選びます。
- 2 直接各担当課へ申し込みをして下さい。
申込用紙(パンフレット表紙)を担当課までファックスにて
送信するか、直接担当課へ電話にて申し込みをしてください。
- 3 日程確認後、活動に参加します。

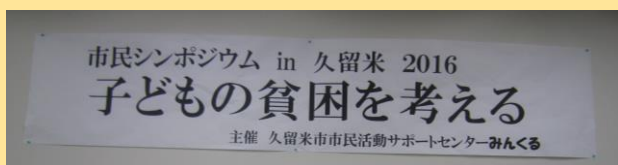


ガーデンサポーターによるあじさいの手入れ活動

活動一覧を掲載したパンフレットは、みんくるや各市民センターなどに準備しています。
また市ホームページでもご覧いただくことができます。

久留米市 市政パートナー

検索

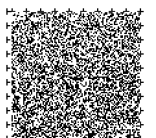


みんくるの作業室では
横断幕やポスターを作
成することができます。
ぜひご利用下さい。



- 開館 月曜日～土曜日 10時～21時
日曜日・祝日 10時～19時
- 休館 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)

〒830-0031
久留米市六ツ門町 3-11 くるめりあ六ツ門 6階
TEL 0942-30-9067 FAX 0942-30-9068
E-mail info@kurume-kyodo.jp
*くるめりあ六ツ門駐車場、トラストパーク六ツ門駐車場
は2時間まで無料となります。



安心して活動するための補償があります

久留米市市民活動保険

久留米市では、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体の皆さんが安心して活動できるように、活動中のケガや損害賠償などが起こるなど、万が一の場合に備えるため、市民活動保険に加入しています。市民活動保険制度全体に関するお問い合わせは、協働推進課(30-9064)へ

対象団体

5人以上で市内に拠点があり、以下のいずれかに当てはまることを市が確認できる団体です。

- ・地域コミュニティ組織 (例:自治会、校区社会福祉協議会、環境衛生連合会などの地域の団体)
- ・市民公益活動団体 (ボランティア情報ネットワークに団体情報を提供している団体)

補助金を受けたり、市に団体情報を提供するなど、市との関わりが分かる団体が対象です。

対象活動

自主的で、多くの人のためになるような(公益的な)活動です。

- ・社会教育活動・社会福祉・社会奉仕活動 (スポーツ、レクリエーション、文化活動など)
- ・青少年健全育成活動 (子ども会、ボーイ・ガールスカウト、安全パトロールなど)
- ・地域社会活動 (まつり、運動会、防火・防災、清掃、交通安全運動など)

【傷害補償】

対象になる団体・人が、偶然、事故によりケガなどをしたときの補償です。
通院・入院・手術・後遺障害・死亡補償があります。



対象団体・活動、ケガの程度によっては対象にならないものや審査の結果、保険が適用されない場合もあります。

【賠償責任補償】

対象になる団体・人が、事故によって、被害者に法律上の損害賠償をしなければならなくなったときの補償です。
身体・財物・受託物賠償があります。



自己負担額(免責)1万円を超える部分が支払われます。

事故が発生したときの手続き

1 市の担当課へ報告

事故発生報告書にケガなどをした人、賠償責任を負った人の情報を記入します。



事故発生から21日以内に、事故発生報告書、団体規則、名簿、事業内容などを市の担当課へ提出します。

2. 市の担当課の調査

担当課が市民活動保険の対象の団体か、対象の活動か確認します。



3 保険会社の調査

保険会社が市民活動保険の対象の事故かを確認します。

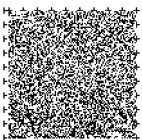


補償金の請求

4 補償金の支払い

市民活動保険の対象と確認されたら、請求に基づき、補償金が支払われます。

補償内容や市の担当課を掲載したパンフレットは、協働推進課に準備しています。
また市ホームページでもご覧いただくことができます。



久留米市 市民活動保険

検索

対象にならない主なもの

- ・活動する人の故意によるもの
- ・闘争行為によるもの
- ・地震、噴火、津波などの天災によるもの
- ・水難・遭難などの危険な活動によるもの
- ・活動する人の無免許、酒酔い運転によるもの
- ・脳疾患、疾病によるもの（日射や熱射による熱中症なども含む）
- ・けい部症候群（むちうち症）や腰痛で他覚症状のないもの
- ・工作中や通勤中の事故によるもの

市役所の担当課を
確認して報告しよう。



事故発生報告書の提出先・（担当課）

団体	担当課・電話番号
校区コミュニティ組織	本庁 地域コミュニティ課 30-9024 各総合支所地域振興課 田主丸 0943-72-2111 北野 78-3551 城島 62-2111 三潴 64-2311
校区人権啓発推進協議会	本庁 人権・同和対策課 30-9045 各総合支所地域振興課 田主丸 0943-72-2111 北野 78-3551 城島 62-2111 三潴 64-2311
環境衛生連合会	環境政策課 30-9146
女性の会(注) 子ども会(注)	生涯学習推進課(えーるピア久留米内) 30-7970 各総合支所文化スポーツ課 田主丸 0943-74-4000 北野 78-2308 城島 62-2117 三潴 64-3020
防犯協会・交通安全協会	安全安心推進課 30-9094
老人クラブ	長寿支援課 30-9207
校区社会福祉協議会	地域福祉課 30-9174
校区青少年育成協議会	青少年育成課 35-3806
その他の市民公益活動団体 (ボランティア団体・NPO)	協働推進課 30-9064

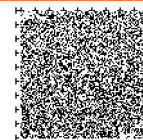
(注)いずれも連合会加入団体に限ります。

■その他 各団体などが独自に加入できる保険

協働のまちづくりを進める上で、ケガや事故が万一起こった場合、加入しておくことで安心できる各種保険を紹介いたします。保険加入手続きについては、各団体で行ってください。

具体的な手続きや加入方法、詳しい保険の条件などについては保険会社をご案内する場合があります。

保険名称	対象団体	問い合わせ先	電話番号
ボランティア活動保険	ボランティア個人・グループ、団体、NPO法人等	久留米市社会福祉協議会	34-3035
公民館総合補償制度	各校区コミュニティ組織	地域コミュニティ課	30-9024
全国子ども会安全共済会 ・子ども会賠償責任保険	地域子ども会など	久留米市子ども会連合会	30-4049
スポーツ安全保険	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体	(公財)スポーツ安全協会 福岡県支部	092-622-5775
老人クラブ傷害保険	老人クラブ会員	久留米市老人クラブ連合会	39-1550



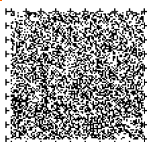
会議などで使える施設を紹介します

地域コミュニティ組織、市民公益活動団体みなさんが会議や催し物の会場として利用していただける市内の施設を紹介します。

お休みの日や利用料金、予約方法などは、各施設に問い合わせてください。



施設名	主な貸室	公共施設予約システム	所在地	電話番号	FAX番号
久留米市市民活動サポートセンターみんくる	交流スペース、セミナー室、会議室、		六ツ門町3-11 (くるめりあ六ツ門6階)	30-9067	30-9068
久留米シティプラザ	会議室、ホール、スタジオ、展示室、和室、六角堂広場	○	六ツ門町8-1	36-3000	36-3087
えーるピア久留米 (生涯学習センター・男女平等推進センター・人権啓発センター・消費生活センター)	会議室、調理室、視聴覚ホール、和室、体育館	○	諏訪野町1830-6	30-7900	30-7911
久留米市庁舎 (市民交流センター)	会議室、ホール	○	城南町15番地3 (久留米市庁舎2階)	30-9019	33-2366
環境交流プラザ	会議室、工作ルーム	○	宮ノ陣町八丁島2225	27-5371	27-5443
耳納市民センター多目的棟	会議室、ホール	○	善導寺町飯田202-1	47-0995	47-0994
筑邦市民センター多目的棟	会議室、ホール	○	大善寺町宮本165-6	27-4210	26-1246
高牟礼会館	会議室、和室		諏訪野町2028-2	32-2248	32-2248
石橋文化ホール	ホール		野中町1015	33-2271	39-7837
石橋文化会館	会議室、研修室、小ホール、市民ギャラリー				
文化センター共同ホール	ホール、会議室、研修室、和室		野中町959		
子育て交流プラザ くるるん	会議室		天神町8 リベール5階	34-5571	34-5572
久留米市民温水プール	多目的ホール		上津町2199-39	21-2040	21-1140
道の駅くるめ	研修室		善導寺町木塚221-33	47-4111	47-4220
久留米ふれあい農業公園	会議室、調理室		草野町吉木33	47-6065	47-6068
久留米市世界のつばき館	交流スペース		草野町矢作490-2	47-1821	47-1821
久留米市野中生涯学習センター	講習室、ホール、調理室、和室	○	野中町1075-2	34-4996	34-5018
中高年齢労働者福祉センター (サンライフ久留米)	会議室、和室、軽運動室	○	諏訪野町2363-9	33-4425	33-4431
南部保健センター	多目的室、調理実習室	○	上津1-13-22	21-0056	21-0030
山辺道文化館	体験学習室	○	草野町草野487-1	47-3015	47-3015
田主丸複合文化施設 (そよ風ホール)	ホール、研修室、和室、調理室	○	田主丸町田主丸770-1	0943-74-4000	0943-73-4030
久留米市田主丸アリーナ	研修室、和室、調理室、体育館	○	田主丸町常盤1111-1	0943-73-3060	0943-73-3060
田主丸保健センター	多目的室、調理実習室、研修室	○	田主丸町田主丸459-11	0943-72-2112	0943-72-3819



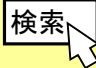
施設名	主な貸室	公共施設予約システム	所在地	電話番号	FAX番号
弓削コスモス館	ホール	○	北野町高良1706-1	23-1220	23-1221
金島ふれあい交流センター	ホール	○	北野町八重亀139	23-1266	23-1267
大城ますかげセンター	ホール	○	北野町大城83	23-1123	23-1123
北野生涯学習センター	会議室、和室、ホール、視聴覚室	○	北野町中273-1	78-2308	78-7283
北野生涯学習センター別館	講習室、和室、調理室	○	北野町中3298-2	78-5939	78-5991
コスモすまいる北野	会議室、調理実習室、研修室	○	北野町中3253	23-4500	23-1303
久留米市城島総合文化センター(インガットホール)	ホール、和室、茶室、研修室、視聴覚室	○	城島町檜津1-1	62-2110	62-4466
城島げんきかん(保健福祉センター)	会議室、和室研修室、交流サロン、調理実習室、創作室、健康フロア	○	城島町檜津739-1	62-2122	62-2148
久留米市城島ふれあいセンター	視聴覚室、和室、軽運動室、調理実習室、講習室、天文台	○	城島町浜293	62-6226	62-6688
三潴総合福祉センター	研修室		三潴町玉満1790	65-1200	65-1219
三潴保健センター	健康増進室、運動指導室、栄養指導室		三潴町玉満2779-1(三潴総合支所内)	64-2412	65-0957
三潴生涯学習センター	ホール、会議室、和室、調理室	○	三潴町玉満2949-1	64-3020	64-4687
久留米地域地場産業振興センター	総合展示場、会議室、研修室		東合川5丁目8番5号	44-3700	43-1020
久留米地域職業訓練センター	大ホール、小ホール、会議室、教室		東合川5-9-10	44-5201	43-2964
久留米ビジネスプラザ	会議室、ホール		宮ノ陣4丁目29-11	31-3104	31-3107
久留米リサーチセンタービル	研修室、展示場		百年公園1-1	37-6111	37-6118

○市外局番を記載していない電話番号は市外局番0942を省略しています。
 ○公共施設予約システムの欄に○がついている施設は、インターネットから施設の空き状況を確認できます。

■インターネットの公共施設予約システムに登録がある施設は、施設の空き状況が確認できます。
 その他の公共施設予約システムに掲載されていない施設の空き状況は、各施設へお問い合わせください。

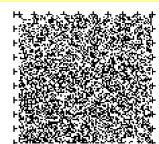
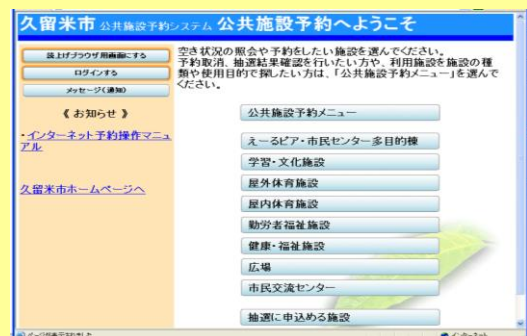
○パソコンサイトのアドレス

<http://www.11489.jp/kurume/Web/>
 久留米市公式ホームページ→オンラインサービス
 →施設予約システム

久留米市 公共施設 検索 

○携帯サイトのアドレス

<http://www.11489.jp/Kurume/Mobile/>



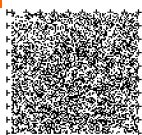
校区コミュニティ組織を紹介します

校区コミュニティ組織とは、小学校区を単位として、校区住民のみなさんが、社会福祉の増進や環境の保全、教育・文化の向上、防犯、防災など自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的・継続的に行う総合的なネットワーク型の組織です。

校区コミュニティ組織って久留米市内にたくさんあるんだね。



校区コミュニティ組織名	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
西国分校区まちづくり委員会	西国分校区コミュニティセンター	諏訪野町1562-1	33-4529	33-1920
荘島校区まちづくり委員会	荘島校区コミュニティセンター	荘島町376-1	33-4530	33-4530
日吉校区まちづくり振興会	日吉校区コミュニティセンター	日吉町83	33-4531	33-4539
篠山校区まちづくり振興会	篠山コミュニティセンター	城南町22-28	32-2553	32-2553
京町校区まちづくり委員会	京町校区コミュニティセンター	大石町143	35-0171	30-0088
南薫校区まちづくり振興会	南薫校区コミュニティセンター	通外町58	32-8163	32-8396
鳥飼校区まちづくり協議会	鳥飼校区コミュニティセンター	梅満町1223-1	33-4534	27-7774
長門石校区まちづくり振興会	長門石コミュニティセンター	長門石一丁目1-47	38-8858	38-8858
小森野校区まちづくり振興会	小森野校区コミュニティセンター	小森野六丁目3-46	33-2205	33-2207
金丸校区まちづくり振興会	金丸校区コミュニティセンター	原古賀町28-2	33-4535	33-4535
東国分校区まちづくり振興会	東国分校区コミュニティセンター	国分町462-9	22-0507	27-5300
御井校区まちづくり振興会	御井校区コミュニティセンター	御井町1600-4	44-0516	44-0568
南校区まちづくり協議会	南校区コミュニティセンター	南一丁目2-41	33-4537	33-4537
合川校区まちづくり運営協議会	合川校区コミュニティセンター	合川町354-1	43-4506	43-7498
山川校区地域づくり振興会	山川校区コミュニティセンター	山川追分二丁目10-16	44-0465	44-0465
上津校区まちづくり振興会	コミュニティセンター上津校区会館	上津町2201-1	21-1086	21-1086
高良内校区まちづくり振興会	コミュニティセンター高良内会館	高良内町606-1	43-4431	43-4425
宮ノ陣校区まちづくり振興会	宮ノ陣校区コミュニティセンター	宮ノ陣町大杜475-1	33-2659	33-0254
山本校区振興会	山本校区コミュニティセンター	山本町耳納79-2	43-8531	43-8745
草野校区まちづくり振興会	草野校区コミュニティセンター	草野町矢作506-1	47-0002	47-0002
安武校区まちづくり振興会	安武校区コミュニティセンター	安武町武島808	26-4888	26-4898
荒木校区まちづくり振興会	荒木校区コミュニティセンター	荒木町荒木1486	26-2398	26-2410
大善寺校区まちづくり振興会	大善寺校区コミュニティセンター	大善寺町宮本1443-2	27-1216	27-1216
善導寺コミュニティ振興会	善導寺コミュニティセンター	善導寺町飯田424-1	47-1065	47-1663
大橋校区まちづくり委員会	大橋校区コミュニティセンター	大橋町合楽314-1	47-1916	47-1916
青峰校区まちづくり振興会	青峰校区コミュニティセンター	青峰二丁目25-12	44-0859	44-0859
津福校区まちづくり協議会	津福校区コミュニティセンター	津福今町472-31	35-0752	39-1677



校区コミュニティ組織名	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
船越校区まちづくり振興会	船越校区コミュニティセンター	田主丸町船越175-4	0943-72-3922	0943-72-3922
水分校区まちづくり振興会	水分校区コミュニティセンター	田主丸町常盤988-5	0943-73-3203	0943-73-3203
柴刈校区まちづくり振興会	柴刈校区コミュニティセンター	田主丸町八幡940-2	0943-72-0036	0943-72-0036
川会校区まちづくり振興会	川会校区コミュニティセンター	田主丸町以真恵267-11	0943-73-0722	0943-73-0722
竹野校区まちづくり振興会	竹野校区コミュニティセンター	田主丸町竹野2134-1	0943-72-2387	0943-76-9007
水縄校区まちづくり振興会	水縄校区コミュニティセンター	田主丸町石垣913-15	0943-72-2414	0943-72-2414
田主丸校区まちづくり振興会	田主丸校区コミュニティセンター	田主丸町田主丸459-11	0943-72-2168	0943-72-2168
北野校区まちづくり振興会	北野校区コミュニティセンター	北野町中273-1	78-0460	55-4900
弓削校区まちづくり振興会	弓削校区コミュニティセンター	北野町高良1706-1	78-3150	78-3986
大城校区まちづくり振興会	大城校区コミュニティセンター	北野町大城83	78-4303	78-4676
金島校区まちづくり振興会	金島校区コミュニティセンター	北野町八重亀139	78-6569	78-6569
城島校区まちづくり創造会議	城島校区コミュニティセンター	城島町櫛津743-2	55-3205	55-3205
江上校区まちづくり委員会	江上校区コミュニティセンター	城島町江上312-3	55-8746	55-8746
青木校区まちづくり振興会	青木校区コミュニティセンター	城島町上青木750	55-3089	55-3089
下田校区まちづくり振興会	下田校区コミュニティセンター	城島町下田293-3	55-2415	55-2415
浮島校区コミュニティ振興会	浮島校区コミュニティセンター	城島町浮島388	62-5784	55-9726
犬塚校区まちづくり振興会	犬塚校区コミュニティセンター	三瀨町玉満2922-2	54-9012	55-4285
三瀨校区まちづくり振興会	三瀨校区コミュニティセンター	三瀨町高三瀨546-8	54-9013	55-8647
西牟田校区まちづくり振興会	西牟田校区コミュニティセンター	三瀨町西牟田4412-1	54-9014	55-4322

□市外局番を記載していない電話番号は0942を省略しています。

最新情報は、下記ホームページ又は地域コミュニティ課(30-9024)までお問い合わせください。



各校区の旬なイベント情報を発信しています。

久留米市校区まちづくり連絡協議会のホームページでは、各校区から寄せられたまちづくり情報を発信しています。夏祭りや文化祭などのイベントから、各校区の歴史・おすすめスポットや活動の様子まで、地域の情報が盛りだくさんです。

・久留米市校区まちづくり連絡協議会ホームページ <http://www.kurume-machi.info/>

地域イベントや活動の楽しそうな様子や笑顔のレポートをフェイスブックで公開しています。

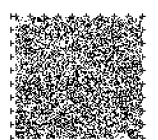
・久留米市校区まちづくり連絡協議会フェイスブック <https://www.facebook.com/kurumemachidukuri/>

○久留米市校区まちづくり連絡協議会とは

久留米市の各校区コミュニティ組織が、相互の連絡調整や情報交換を行い、共通課題の研究・解決に努め、まちづくり活動の活性化・充実を図ることを目的とする組織です。

久留米まちづくり

検索



久留米市市民活動を進める条例 ～平成 24 年 4 月 1 日施行～

久留米市は、平成 24 年 4 月に「市民活動を進める条例」を制定しました。
「市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」の実現のために、市民活動に取り組む市民・地域コミュニティ組織・市民公益活動団体・事業者のみなさんの役割、市の役割と、責務と、市民活動の活性化のための市の基本施策などを記載しています。

市民



市民のみなさんは、誰もが地域の一員です。
住んでいる地域の自治会に加入するとともに、進んで市民活動を行い、自らが暮らす自治会など、地域コミュニティの活動へ参加することで、住みよい地域をつくりましょう。

地域コミュニティ組織

(自治会・各種住民団体・校区コミュニティ組織など)



地域コミュニティ組織は、その地域の人々が関わっている基礎的な組織です。地域の人々が互いに親しくなり連携し、それぞれの課題や問題の解決に取り組むことで、地域はますます元気になっていきます。

誰もが地域コミュニティ組織へ参加しやすくなるよう工夫しましょう。

市民公益活動団体

(ボランティア団体・NPOなど)



それぞれの市民活動団体が持つ特長を生かし、地域の課題や問題などの解決に取り組んでいきましょう。

また、多くの人たちがその活動に参画できるように工夫しましょう。

事業者



企業や商店なども地域の一員です。
それぞれが持つ力を地域に生かし、市民活動へ参画することで、地域社会の発展に貢献しましょう。

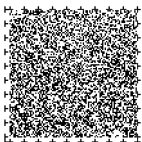
市の役割と責務



市は、地域コミュニティや市民公益活動団体などが、地域での活動や市民活動に活発に取り組むことができるよう、様々な支援を行っています。

市の基本施策

- ・市民活動を行う人材育成の支援
- ・市民活動に関する広報の支援
- ・市民活動に関する情報の提供
- ・市民活動に関する場の提供
- ・市民活動の連携及び交流の支援
- ・市民活動に関する財政的な支援



久留米市市民活動を進める条例

(前文)

わたしたちが暮らす久留米市は、悠久の歴史を持ち、大河筑後川に抱かれた筑後平野という豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で礎が築かれ、地域の特色を育みながら発展してきました。

わたしたちは、この地域で生きていることを大切に、この地域の貴重な歴史や自然を守り、魅力ある地域として未来世代に引き継いでいきたいと願っています。

近年の社会環境の変化は、人々の価値観の変化、生活様式の多様化を急速に進めました。その結果、人間関係の希薄化が生じるとともに、福祉、環境、教育等の行政だけでは抱えきれない様々な社会的課題が生じています。それぞれの課題を解決するためには、地域で支えあう力の再生が求められており、地域が自らの責任でその特色にあった地域づくりを進めることが必要となっています。

わたしたち久留米市民一人ひとり、この地域でみんなと一緒に暮らしていくためには何をすればいいかを考えるという原点に立ち返り、地域社会における個人の役割を確認することの重要性に気づく必要があります。自らが住みよく、心豊かで人のぬくもりが感じられる暮らしは、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支えあいの心を持って活動することから始まります。

現在でも市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、事業者等の個人や団体によって、様々な形で地域による活動が行われています。さらに、それぞれが互いに連携協力して地域が抱える様々な課題等の解決に取り組んで行く動きも見られます。そのような協働による地域づくり活動がより一層推進されることによって、魅力ある地域社会がつくられていきます。

わたしたち久留米市民は、協働による地域づくり活動や市民活動の重要性を再確認し、より多くの市民の参画、参加、又は協力を得て市民活動の活性化を図り、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」を築くことを目指します。

(目的)

第1条 この条例は、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」の実現に寄与するため、地域社会を構成する市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織及び事業者（以下「各主体」という。）の役割並びに市の役割及び責務を明らかにし、並びに市民活動の基本的な事項を定めることにより、市民活動の活性化を促進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 各主体及び市は、次に掲げる事項を旨として市民活動の活性化に取り組まなければならない。

- (1) 地域社会における自らの役割を理解し、自らができることを考え行動すること。
- (2) 各主体が行う市民活動を尊重すること。
- (3) 互いの多様な役割に配慮し、情報を共有し、良好な連携を進めるよう努力すること。
- (4) 協働による地域づくりを進めること。

(定義)

第3条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市民活動 主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。
- (2) 市民公益活動団体 市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 公序良俗に反する活動を行う団体
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を

含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

- (3) 地域コミュニティ組織 自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを自覚し、各々が責任をもって市民活動に取り組むものとする。

- 2 市民は、市民活動の担い手として自発的に行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域コミュニティの一員として自らが暮らす地域に関心を持ち、自らの地域のために地域コミュニティ活動へ参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、自らが有する専門性、迅速性、柔軟性等の特長を生かし、地域社会が抱える課題等の解決に取り組むものとする。

- 2 市民公益活動団体は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表（当該団体の情報についての公表が義務付けられている場合も含む。）その他の必要な活動を通じて当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるとともに、市民活動の活性化に取り組むものとする。

(地域コミュニティ組織の役割)

第6条 地域コミュニティ組織は、基本理念にのっとり、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じて地域の活性化に取り組むものとする。

- 2 地域コミュニティ組織は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表その他の必要な活動を行うことにより、当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティ組織は、多様な地域課題等の解決のため、各主体及び市と地域課題等を共有し、相互連携を図ることにより、個性及び魅力ある地域社会をつくるよう努めるものとする。

(地域コミュニティ組織への加入)

第7条 市民は、第4条の規定による取組を達成するため及び前条の規定による取組が達成されるよう、その居住する形態にかかわらず地域コミュニティ組織の基盤である自治会に加入するよう努めるものとする。

- 2 地域コミュニティ組織は、前条の規定による取組を達成するため、多くの市民が主体的に加入できるよう開かれた運営に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として市民活動が地域社会に果たす役割を理解し、市民活動の活性化のために自発的に参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、保有する自らの資源を活用し、地域社会の発展に自らの特性を活かして貢献するよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の活性化のために必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、市民活動に関する職員の意識の向上を図り、市民活動の重要性の認識を深めるとともに、必要な体制整備を行わなければならない。

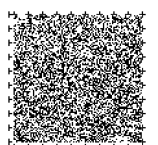
(市の基本施策)

第10条 市は、次の基本施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

- (1) 市民活動を行う人材育成の支援
- (2) 市民活動に関する広報の支援
- (3) 市民活動に関する情報の提供
- (4) 市民活動に関する場の提供
- (5) 市民活動の連携及び交流の支援
- (6) 市民活動に関する財政的な支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の活性化に関し必要な事項

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。





編集・発行 久留米市 協働推進部 協働推進課
福岡県久留米市城南町15番地3
TEL 0942-30-9064 FAX 0942-30-9706
E-mail kyodo@city.kurume.fukuoka.jp
URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>
令和元年10月改訂

